

## 第22章 法の規定に適合していることの証明書の交付 (省令第88条)

(法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付)

**省令第88条** 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第1項の認定（同法第4条第1項の変更の設定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る証明書の交付申請)

**細則第9条** 省令第88条の規定により、法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付の請求をしようとする者は、様式第7号の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る証明交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、位置図その他の知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

### 〈細則第9条第2項の「知事が別に定めるもの」〉

#### 第6 細則第9条第2項に基づき知事が別に定めるもの

細則第9条第2項に定める位置図その他の知事が必要と認める書類は、位置図、配置図、平面図、土地の造成計画が確認できる立体図、土地の全面積が確認できる敷地求積図、盛土又は切土をする土地の面積が確認できる敷地求積図、建築計画概要書とする。

ただし、政令第5条第1号から第4号まで、又は省令第8条第1号から第8号までに該当する計画については、その計画が各号に定める工事に該当することを証する書類とする。

### 〈解説〉

#### 1 法に適合していることの証明の概要

建築基準法では、建築確認に際して盛土規制法等に適合することを確認することが規定されています。このため、建築基準法施行規則では、建築確認の申請に当たっては、原則として、その計画が、先の盛土規制法の規定に適合していることを証する書面（以下「適合証明書」という。）を添付することとしています。

これを受け、省令第88条は、建築確認を受けようとする者は、盛土規制法許可権者に対し、適合証明書の交付を求めることができますとしています。

## 2 適合証明において証明する内容等

省令第88条の適合証明書は、「法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していること」を証明するものですが、具体的には、盛土規制法に基づく許可が行われたこと又は政令や省令で許可不要となる工事であることを証明するものです。

なお、適合証明書は安全性を証明すべき性質のものではありません。

## 3 適合証明の手続

証明交付申請書（細則様式第7号）に以下の書類を添付して提出する必要があります。

- ①位置図、配置図、平面図、立体図、敷地求積図
- ②建築計画概要書
- ③表1-2 2-1 に示す添付書類

表 1-22-1 適合証明書の交付申請に要する添付書類

(1) 政令第5条関係（災害の発生のおそれがないと認められる工事等）		添付書類
関係条項		
第1号	鉱山保安法（昭和24年法律第70号）	各号に定める工事に該当することを証する書類
第2号	鉱業法（昭和25年法律第289号）	
第3号	採石法（昭和25年法律第291号）	
第4号	砂利採取法（昭和43年法律第74号）	
(2) 省令第8条関係（災害の発生のおそれがないと認められる工事）		添付書類
関係条項		
第1号	土地改良法（昭和24年法律第195号）	各号に定める工事に該当することを証する書類
第2号	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）	
第3号	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）	
第4号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	
第5号	土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）	
第6号	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射線物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第100号）	
第7号	森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	
第9号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下であって盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図</li> <li>・地形図</li> <li>・土地の平面図</li> <li>・土地の断面図</li> <li>・土地の区域の求積図</li> <li>・現況写真</li> </ul>